

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正  
試案」についての経済産業省からの回答

平成 24 年 4 月 27 日

内閣府地域主権戦略室 御中

経済産業省

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正試案」について（回答）

平成 24 年 4 月 13 日付け事務連絡にて照会のありました標記について、別添の通り回答いたします。

別添資料 1 中、セルを黄色に着色している分につきましては、御室提示の試案に合意いたします。その他の部分につきましては、平成 24 年 1 月 11 日付けの照会の時点から、新たな事務区分の創設など検討の前提となる事項について大きな変更がなかったため、平成 24 年 1 月 31 日付けで当省よりお送りした回答及び理由を再度提出させていただきます。

なお、個票【1-7 租税特別措置法】、【2-6 特定商取引に関する法律】につきましては、他省庁所管の法令となりますので、所管省庁からの回答を要請いたします。

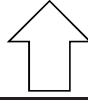
1-1 法令名： 自転車競技法 (S23法209)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
2	競輪開催前の届出受理(大臣への經由)	法2	—	自治	—	—	法定			



1-2 法令名: 民事調停法(S26法222)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
<27~30>	経済産業局長の意見陳述等 ※法33において準用	法33	—	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
				—	—	—	法定			



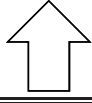
1-3 法令名： 小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4	競走開催前の届出	法4	—	—	—	—	法定			



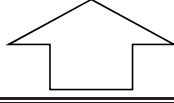
1-4 法令名：伊東国際観光温泉文化都市建設法(S25法222)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3②	事業執行者が観光温泉資源の保護のため、鉱業又は採石業に関する者について禁止又は制限行為をしようとする場合の事前同意	法3②	—	—	—	—	法定			



1-5 法令名： 鉱業法施行法 抄 (S25法290)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
12②	鉱業権の鉱区が重複する場合における経産局長の決定の申請の受理	法12②	—	—	—	—	
13④	補償金に関する経産局長の決定の申請の受理	法13④	—	—	—	—	
26	錯誤を訂正するための鉱業権の取消し又は変更の処分	法26	—	—	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			例外
			例外
			例外

1-6 法令名：採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9①	採石権の設定、譲受についての協議の許可	法9①	—	—	—	—
10①②	許可の基準等	法10①②	—	—	—	—
11	許可の通知	法11	—	—	—	—
12	採石権決定の申請の受理	法12	—	—	—	—
13①②	申請書の副本の交付等	法13①②	—	—	—	—
14①②	土地についての新たな権利設定の許可、採石権の変更、消滅の許可等	法14①②	—	—	—	—
15①～③	土地買取決定の申請の受理等	法15①～③	—	—	—	—
16①～④	採石権設定の決定基準等	法16①～④	—	—	—	—
17①②	意見の聴取	法17①②	—	—	—	—
18	公害等調整委員会の承認	法18	—	—	—	—
19①～③	採石権設定等の決定	法19①～③	—	—	—	—
20②	決定の方式	法20②	—	—	—	—
24②	担保の提供の決定	法24②	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			



1-6 法令名：採石法(S25法291)

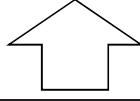
条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
27	処分の制限の登記のまつ消	法27	—	—	—	—
28	採石権存続期間更新決定の申請の受理	法28	—	—	—	—
29①②	採石権の存続期間の決定等	法29①②	—	—	—	—
34②～④⑥	鉱業権者との協議	法34②～④⑥	—	—	—	—
36①～③⑤⑥	他人の土地使用に係る許可等	法36①～③⑤⑥	—	—	—	—
36の2③	他人の土地使用の手續の保留に係る公告等	法36の2③	—	—	—	—
37③	土地の使用又は使用の許可に関する書類の送付	法37③	—	—	—	—
38	審査請求についての鉱業法の準用	法38	—	—	—	—
41	処分の公示	法41	—	—	—	—
42①	報告及び検査	法42①	法42①	自治	法42①	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定		○	

1-7 法令名： 租税特別措置法(S32法26)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
70の7 (25)	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨の税務署長への通知	法70の7 (25)	法70の7 (25)	—	—	—
70の7 (26)	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	法70の7 (26)	法70の7 (26)	—	—	—
70の7の2 (25)	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨の税務署長への通知	法70の7 (25)	法70の7 (25)	—	—	—
70の7の2 (26)	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	法70の7 (26)	法70の7 (26)	—	—	—
70の7の4 (15)	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨の税務署長への通知	法70の7 (15)	法70の7 (15)	—	—	—
70の7の4 (16)	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	法70の7 (16)	法70の7 (16)	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	

1-8 法令名： 砂利採取法 (S43法74)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30③	審査請求についての鉱業法の準用	法30③	—	—	—	—	—	—	—	法定



2-① 法令名： 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (H21法80)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①③④	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の認定	法14 規則8①	規則8①	—	—	—
<4③④>	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更の認定※法5④において準用	法14 規則8①	規則8①	—	—	—
5①~③	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更等	法14 規則8①	規則8①	—	—	—
13①	認定商店街活性化事業者に対する報告の徴収	法14 規則8①	規則8①	—	—	—
6①③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の認定	法14 規則8②	規則8②	—	—	—
<6③>	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更の認定 ※法7④において準用	法14 規則8②	規則8②	—	—	—
7①~③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更等	法14 規則8②	規則8②	—	—	—
13②	認定商店街活性化支援事業者に対する報告徴収	法14 規則8②	規則8②	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	

2-② 法令名： 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（H20法33）

条項	12①	<b>事務内容</b> 経済産業大臣の認定（非上場株式会社等）についての相続税・贈与税の納税猶予制度、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例の適用の前提となるもの）	出先機関の長への委任根拠	法16 規則19①	大臣の執行権留保	規則19①	同種事務を都道府県が行う場合			備考
			事務の区分 (メルクマール)	—	大臣並行権限	—	国の関与 (メルクマール)	—	事務の区分 (メルクマール)	
							権限移譲後			
							法定	○	事後報告	

2-③ 法令名： 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（H18法33）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①	特定研究開発等計画の認定	—	—	—	法定	○	事前協議 事後報告	
5①②	特定研究開発等計画の変更等	法13 規則7	規則7	—	法定	○	事前協議 事後報告	
12	報告徴収	法13 規則7	規則7	—	法定	○	指示 事後報告	



2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①②	製造の許可	法43 令4①I	—	—	—	
7②	製造事業者の地位承継届出の受理	法43 令4①I	—	—	—	
8①②	変更の許可等	法43 令4①I	—	—	—	
9②	製造事業者による業務報告の徴収	法43 令4①I	—	—	—	
10	業務改善命令	法43 令4①I	令4①I	—	—	
11①	廃止の届出	法43 令4①I	—	—	—	
12	許可の取消し等	法43 令4①I	令4①I	—	—	
13①	必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①I	—	—	—	
14	製造事業者名簿の閲覧等	法43 令4①I	—	—	—	
40①②	報告及び立入検査(製造事業者に係るものに限る)	法43 令4①I	令4①I	—	—	
4Ⅲ	試験研究製造の承認の申請受理	法43 令4①Ⅱ	—	—	—	
40①②	報告及び立入検査 ※40①(4Ⅲ)の承認を受けた者に係るものに限る)、 40②(承認試験研究製造者に係るものに限る)	法43 令4①Ⅱ	令4①I	—	—	
9③	製造業者からの亡失等の報告の徴収	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定	○		
法定			
法定		指示	
法定			
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<9③>	輸入業者からの亡失等の報告の徴収 ※法20において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	
<9③>	販売事業者からの亡失等の報告の徴収 ※法25において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	
<9③>	許可使用者からの亡失等の報告の徴収 ※法30において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	
13①	製造事業者の相続人による必要な行為の継続の申請の受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
15	酒母等の移出の承認	法43 令4①Ⅴ	—	—	—	
16①②	輸入の許可	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
<8①②>	変更の許可等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			



2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<10>	業務改善命令 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	令4①I	—	—	—
<11①>	廃止の届出 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	—	—	—	—
<12>	許可の取消し等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	令4①I	—	—	—
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	—	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 (輸入事業者に係るものに限る)	法43 令4①VI	令4①I	—	—	—
17ただし書	試験研究輸入の承認	法43 令4①VII	—	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 ※40①(法第17条ただし書の承認を受けた者に係るものに限る)②(承認輸入者に係るものに限る)	法43 令4①VII	令4①I	—	—	—
21①②	販売の許可	法43 令4①VIII	—	—	—	—
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<8①②>	変更の許可等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<10>	業務改善命令 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	令4①I	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定	○		

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<11①>	廃止の届出 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	
<12>	許可の取消し等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	令4①I	—	—	
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	
40①②	報告及び立入検査 ※販売事業者に係るものに限る	法43 令4①VIII	令4①I	—	—	
22①ただし書	譲渡の承認	法43 令4①IX	—	—	—	
26①②	使用の許可	法43 令4①x	—	—	—	
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①x	—	—	—	
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	—	—	—	
<8①②>	変更の許可等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	—	—	—	
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	—	—	—	
<10>	業務改善命令 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	令4①I	—	—	
<11①>	廃止の届出 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	—	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定		指示	
法定			
法定	○		
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定	○		
法定			

2-④ 法令名: アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<12>	許可の取消し等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	令4①I	—	—	—
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	—	—	—	—
<40①②>	報告及び立入検査 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	令4①I	—	—	—
32①②③	担保の提供命令等	法43 令4①XI	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		指示	
法定			
法定	○		
法定			

2-⑤ 法令名：計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
40①	特定計量器の製造事業の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【經由】	—	—
42①	届出製造事業者の変更の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【經由】	—	—
<42①>	届出修理事業者の変更の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	—	自治	—	—
44	特定計量器の製造時の検査に係る届出製造事業者に対する改善命令	法169 令43①	令43①ただし書	—	—	—
45①	届出製造事業者の事業廃止の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【經由】	—	—
<45①>	届出修理事業者の事業廃止の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	—	自治	—	—
46①	特定計量器の修理事業の届出の受理	法169 令43①	—	自治	—	—
48	特定計量器の修理時の検査に係る届出製造事業者又は届出修理事業者に対する改善命令	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—
147①	届出製造事業者等からの報告徴収	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—
148①	届出製造事業者等への立入検査	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—
149①	計量器等の提出命令	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—

※最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計の製造又は修理の事業を行う者(当該事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に限る。)に関するもの(令43①)

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後			備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)	
法定				
法定				
法定				
法定				
法定				
法定				
法定				
法定				
自治	○			
自治	○			
自治	○			

2-⑤ 法令名：計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
127①	適正計量管理事業所の指定	法169 令43②	—	—	—	—
127②	適正計量管理事業所の指定申請書の受理	法169 令43②	—	法定(7) 【經由】	—	—
127④	適正計量管理事業所の指定申請者に対する検査結果の受理	法169 令43②	—	法定(7) 【經由】	—	—
131	適正計量管理事業所に対する適合命令	法169 令43②	—	—	—	—
132	適正計量管理事業所の指定取消	法169 令43②	—	—	—	—
<62①>	指定を受けた適正計量管理事業所の変更の届出の受理※法133において準用	法169 令43②	—	—	—	—
<65>	指定を受けた適正計量管理事業所の廃止の届出の受理※法133において準用	法169 令43②	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後			備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)	
法定				
法定				
法定				
法定				
法定				
法定				
法定				

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律（S51法57）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
6の2	販売業者に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
7	販売業者等に対する指示	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
8	販売業者等に対する業務の停止命令等	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
34の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
36の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
38	統括者等に対する指示	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
39	連鎖販売取引の停止命令等	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
43の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
44の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
46	役務提供事業者等に対する指示	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
47	役務提供事業者等に対する業務の停止命令等	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
52の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
54の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律（S51法57）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
56	業務提供誘因販売業者等に対する指示	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
57	業務提供誘因販売取引の停止命令	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19④	—
66①～④	報告及び立入検査	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
1202	誇大広告に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② II	令20② II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
14	販売業者等に対する指示	法69③ 令20② II	令20② II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
15	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20② II	令20② II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20② II	令20② II	自治	令19⑤	—
66①～④	報告及び立入検査	法69③ 令20② II	令20② II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	法69③ 令20② II	令20② II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
2102	禁止行為に該当するか否かを判断するため、販売業者に対する資料の提出要求	法69③ 令20② III	令20② III	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)
22	販売業者等に対する指示	法69③ 令20② III	令20② III	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○		
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○		
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律（S51法57）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
23	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	自治	○	事後報告	
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19⑥	—	自治	○		
66①②③	報告及び立入検査	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	自治	○	事後報告	



2-7 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
3	揮発油販売業者の登録	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
4①	揮発油販売業者の登録の申請受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
5	揮発油販売業者登録簿の登録及び通知	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
<5>	揮発油販売業者登録簿の変更登録及び通知 ※法8②5において準用	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
6	揮発油販売業者の登録の拒否等	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
<6>	揮発油販売業者の変更登録の拒否等 ※法8②において準用	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
7②	揮発油販売業者の承継に係る届出受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
8①③	揮発油販売業者の変更登録受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
9	揮発油販売業者の廃止の届出受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
12	揮発油販売業者の登録の消除	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
14②	揮発油販売業者が品質管理者を選任(解任)したときの届出	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
16の2②	揮発油の分析の委託	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
18②	揮発油の使用の節減のための措置勧告	法23 令1②	—	—	—	—	法定	○	事後報告 事前協議 指示	

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
12の2	揮発油特定加工業者の登録	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の3①	揮発油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の4	揮発油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<12の4>	揮発油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通知※法12の6②において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の5	揮発油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<12の5>	揮発油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の6②において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の6①③	揮発油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<7②>	揮発油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<9>	揮発油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<12>	揮発油特定加工業者の登録の消除 ※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の9	軽油特定加工業者の登録	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の10①	軽油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の11	軽油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1④	—	—	—	—	法定			

2-⑦ 法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
<12の11>	軽油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通知※法12の13②において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の12	軽油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<12の12>	軽油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の13②において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の13①③	軽油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<9>	軽油特定加工業者の廃止の変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<12>	軽油特定加工業者の変更登録の消除 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<9>	軽油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<12>	軽油特定加工業者の登録の消除 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
17の2	揮発油販売業者に対する指示	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定	○		
<17の2>	軽油販売業者に対する指示 ※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定	○		
<17の2>	灯油販売業者に対する指示 ※法17の9②において準用	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定	○		

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
<17の2>	重油販売業者に対する指示 ※法17の11④において準用	法23 令1⑤I	令1⑤	—	—	—	法定	○		
17の6③ ~⑤	揮発油販売業者に対する標準揮発油の表示法の改善等の指示等	法23 令1⑤I	令1⑤	—	—	—	法定	○		
<17の6③ ~⑤>	軽油販売業者に対する標準軽油の表示法の改善等の指示等※法17の7②において準用	法23 令1⑤I	令1⑤	—	—	—	法定	○		
<17の6③ ~⑤>	灯油販売業者に対する標準灯油の表示法の改善等の指示等※法17の9②において準用	法23 令1⑤I	令1⑤	—	—	—	法定	○		
17の5	揮発油生産業者等に対する指示	法23 令1⑤II	令1⑤	—	—	—	法定	○		
<17の5>	軽油生産業者等に対する指示 ※法17の8⑤において準用	法23 令1⑤II	令1⑤	—	—	—	法定	○		
<17の5>	灯油生産業者等に対する指示 ※法17の10④において準用	法23 令1⑤II	令1⑤	—	—	—	法定	○		
<17の5>	重油生産業者等に対する指示 ※法17の12④において準用	法23 令1⑤II	令1⑤	—	—	—	法定	○		
20①~③	報告徴収及び立入検査	法23 令1⑤III ~V	令1⑤	—	—	—	法定	○		
17の4④	揮発油輸入業者による揮発油輸入の届出	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			
<17の4④ >	揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして輸入し、輸入後に自動車の燃料として販売又は消費しようとする場合の届出※法17の4⑤において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			
17の4⑥	揮発油輸入業者等による変更の届出	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			
<17の4⑥ >	軽油輸入業者等による変更の届出 ※法17の8②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<17の4⑥>	灯油輸入業者等による変更の届出 ※法17の10②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			
<17の4⑥>	重油輸入業者による変更の届出 ※法17の12②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			

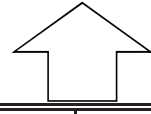
2-⑧ 法令名： 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(S49法57)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①	二次以降の振興計画の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	—	法定		事後報告	
5①	二次以降の振興計画の変更の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	—	法定		事後報告	
5③	二次以降の振興計画の認定取消及び変更の認定取消(地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	—	法定		事後報告	



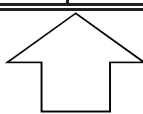
2-⑨ 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3①	液化石油ガス販売事業の登録	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
6	登録行政庁の変更の場合における届出等の受理	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
8	販売所等の変更の届出の受理	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
10③	液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
14②	書面の再交付命令	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
23	液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
25	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
26	液化石油ガス販売事業者の登録取り消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
26の2	液化石油ガス販売事業者登録の消除	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
87①	関係行政機関への通報	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
90①	聴聞の特例	法95令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
16③	液化石油ガスの基準に従った販売命令	法95令14③	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
39② I	輸出入用液化石油ガス器具等の販売の届出受理	法95令14⑤⑥	—	—	—	—	法定	—	事後報告	



2-⑨ 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
41	事業の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
42②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
43	事業変更の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
44	事業廃止の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
45	届出事項に係る情報の提供	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
46① I	輸出入用液化石油ガス器具等製造・輸入の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
49	届出事業者に対する改善命令	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定	事後報告		
50	届出事業者に対する表示の禁止	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定	事後報告		
90①	聴聞 ※法第50の規程に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者に対する表示の禁止に関するもの)	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定	事後報告		
82①	報告の徴収(液化石油ガス販売事業者の販売所に 関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13②	令13②	指示① (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	自治	指示 事後報告		
83①	立入検査等(液化石油ガス販売事業者の販売所に 関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13③	令14②	指示① (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	自治	指示 事後報告		
82①	報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	令15②	指示① (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	法定	指示 事後報告		





2-⑨ 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
83①	立入検査等（液化石油ガス器具等に関するもの）	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	令16②	指示① (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	法定		指示 事後報告	
83の2①	液化石油ガス器具等の提出命令	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	令13⑦	指示① (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	法定		指示 事後報告	

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①	電気事業の許可	法114 令9 表I	—	—	—	
6①	許可証の交付	法114 令9 表I	—	—	—	
7	事業開始の開始期間の指定	法114 令9 表I	—	—	—	
8①	供給区域等の変更許可/(1)供給区域/(2)供給の相手方たる一般電気事業者/(3)供給地点	法114 令9 表I	—	—	—	
<7>	供給区域等の変更の許可を受けた場合の指定期間の延長等 ※法8④において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
9①	電気工作物の重要な変更の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
9②	電気工作物の氏名又は名称及び住所の変更の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
9④	電気工作物等の変更届出後の着手期間の短縮	法114 令9 表I	—	—	—	
<9④>	設備の譲渡し等の変更届出後の着手期間の短縮 ※法13②において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
9⑤	電気工作物等の変更届出後の変更又は中止命令	法114 令9 表I	—	—	—	
<9⑤>	設備の譲渡し等の変更届出後の変更又は中止命令 ※法13②において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
10①	事業の譲渡し及び譲受けの認可	法114 令9 表I	—	—	—	
10②	法人の合併又は分割の認可	法114 令9 表I	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
自治			
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	

2-10 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
11②	相続による事業の承継の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
13①	設備の譲渡し等の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
14①②	事業の休止又は廃止の許可等	法114 令9 表I	—	—	—	
15①②③	事業の許可の取消し等	法114 令9 表I	—	—	—	
15⑤	事業の許可の取消し後の理由書の送付	法114 令9 表I	—	—	—	
45⑤→	特定電気事業者に対する供給地点を減少した場合の理由書の送付※法16④において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
16①	事業を開始しない場合の許可の取消し等	法114 令9 表I	—	—	—	
22①③④ ⑦	卸供給の供給条件の届出、特例承認等	法114 令9 表I	—	—	—	
22⑨	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出の受理	法114 令9 表I	—	—	—	
22⑩	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生の待機期間の短縮	法114 令9 表I	—	—	—	
22⑫	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の変更命令	法114 令9 表I	—	—	—	
23②③	供給約款等に関する命令及び処分	法114 令9 表I	—	—	—	
34②	財務計算に関する諸表の提出	法114 令9 表I	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
自治			
法定		指示 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
35	償却等	法114 令9 表I	—	—	—	—
36②	渇水準備引当金取りくずしの特例許可	法114 令9 表I	—	—	—	—
9②	電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更(重要な変更を除く)	法114 令9 表II	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	

2-10 法令名：電気事業法(S39法170)

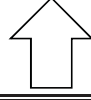
条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
17①	特定供給の許可	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	法定	—	事前協議 事後報告		
17④	特定供給の変更の届出	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	法定	—	事後報告		
17⑤	特定供給の廃止の届出	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	法定	—	事後報告		
26②	電圧に関する措置命令	法114 令9 表Ⅳ	—	—	—	法定	—	指示 事後報告		
30	業務の方法の改善命令	法114 令9 表Ⅴ	令9①	—	—	法定	○	指示 事前協議 事後報告		
58②③	土地等を一時使用するときの許可	法114 令9 表ⅣのⅡ	—	—	—	法定	—	—		
<58③>	他人の土地に立入るとき等の ※法59②、61④において準用 ※法59①②において準用	法114 令9 表ⅣのⅢ	—	—	—	法定	—	—		
61①	電気事業者に対する植物の伐採又は移植の許可	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	法定	—	—		
61③	電気事業者からの植物の伐採又は移植の事後の届出受理	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	法定	—	—		
<61①>	自家用電気工作物を設置する者に対する植物の伐採又は移植の許可 ※法66において準用	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	法定	—	—		
<61③>	自家用電気工作物を設置する者からの植物の伐採又は移植する場合は事後の届出受理 ※法66において準用	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	法定	—	—		
105	一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の監査	法114 令9 表Ⅴ	令9①	—	—	法定	○	事後報告		
106③、 107②	電気事業者に対する報告の徴収、立入検査	法114 令9 表Ⅵ	令9①	—	—	法定	○	指示 事後報告		

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
106④	家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対する報告の徴収	法114 令9 表XVII	令9①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
107③	家用電気工作物を設置する者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者に対する立入検査	法114 令9 表XIX	令9①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
111①②	苦情の申出等	法114 令9 表XXIII	令9①	—	—	—	法定	○	事後報告	

2-① 法令名： 家庭用品品質表示法(S37法104)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①	違反業者に対する指示	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	事後報告6② (令4④)
4②	関係大臣に対する通知	法23② 省令1①	省令1①	—	—	—
10①	申出の受理	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	—
10②	申出による調査	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	—
19①⑤	報告徴収及び通知	法23② 省令1①	省令1①	—	—	—
19①⑤	立入検査及び通知	法23② 省令1②	省令1②	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
自治	⊖	—	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

2-12 法令名：電気用品安全法(S36法234)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3	事業の届出の受理	法56 令6①②	—	—	—	—
4②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法56 令6①②	—	—	—	—
5	変更の届出の受理	法56 令6①②	—	—	—	—
6	廃止の届出の受理	法56 令6①②	—	—	—	—
7	届出事項に係る情報の提供	法56 令6①②	—	—	—	—
11	改善命令	法56 令6③	令6③	—	—	—
12	表示の禁止	法56 令6③	令6③	—	—	—
45①	報告の徴収	法56 令6④	令6④	法定(7)	—	事後報告6② (令5②)
46①	立入検査等	法56 令6④	令6④	法定(7)	—	事後報告6② (令5②)
46の2①	電気用品の提出命令	法56 令6④	令6④	法定(7)	—	事後報告6② (令5②)



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	



2-⑬ 法令名： ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)					
3	一般ガス事業の許可	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
6①	一般ガス事業の許可証の交付	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
7	一般ガス事業の開始の届出の受理等	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
9①②④	一般ガス工作物等の変更の届出の受理	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
9⑤	変更・中止命令(一般ガス工作物等の変更)	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
11②	一般ガス事業者の地位の承継	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
13①②	事業の休止及び廃止の許可、法人解散の認可	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
15①②	一般ガス事業者に対する変更許可の取消し等	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
<14③>	一般ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 ※法15の③において準用	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
17①④⑤ ⑦⑧	供給約款の認可等	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
18	供給約款に関する命令及び処分	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
20ただし 書	供給約款等以外の供給条件の認可	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	
22①③た だし書	一般ガス事業者による託送供給の届出の受理等	—	—	—	法52の2 令13表 I	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後			備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	法定	
法定		事後報告	法定	
法定		事前協議 事後報告	法定	
法定		事後報告	法定	
法定		指示 事後報告	法定	
法定		事後報告	法定	
法定		事前協議 事後報告	法定	
法定		事前協議 指示 事後報告	法定	
法定		事後報告	法定	
法定		事前協議 事後報告	法定	
法定		事前協議 指示 事後報告	法定	
法定		事後報告	法定	

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
22④⑥	変更命令・託送供給命令(一般ガス事業者による託送供給)	法52の2 令13表 I	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<22①>	一般ガス事業者による託送供給の変更の届出の受理※法22②において準用	法52の2 令13表 I	—	—	—	
22の2①	一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件についての届出の受理等	法52の2 令13表 I	—	—	—	
22の2③ ④⑤	変更命令等（一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件）	法52の2 令13表 I	—	—	—	
22の5① ④⑥⑦	供給区域外への供給の届出の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	
22の5⑤	変更・中止命令（供給区域外への供給）	法52の2 令13表 I	—	—	—	
<22の5④ ⑥>	供給区域外への供給の変更の届出の受理 ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表 I	—	—	—	
<22の5⑤ >	変更・中止命令（供給区域外への供給の変更） ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表 I	—	—	—	
23①③⑤	供給区域外への大口供給の届出の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	
23④	変更・中止命令（供給区域外への大口供給）	法52の2 令13表 I	—	—	—	
24	供給区域外へのガスの使用者に対して導管によりガスを供給する場合の届出の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	
25①②	ガスの供給計画の届出の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	
25④⑤	変更等の勧告（ガスの供給計画）	法52の2 令13表 I	—	—	—	
25の2②	一般ガス事業者に対する大口供給に係る事業の運営の改善措置命令	法52の2 令13表 I	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
26②	財務計算に関する諸表の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
26の2②	業務区分ごとの収支状況を記載した書類の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
27	減価償却等に関する命令	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
<7>	供給区域等の変更の許可 ※法8①③において準用	法52の2 令13表 II	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
10①	事業の譲渡及び譲受けの認可	法52の2 令13表Ⅲ	—	—	—	
10②	法人の合併及び分割の認可	法52の2 令13表Ⅲ	—	—	—	
15	供給区域等の変更の許可の取消し	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	—	
17①④⑤ ⑦⑧	供給約款の認可等	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	—	
17⑨	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生日までの待機期間の短縮	法52の2 令13表Ⅰ	—	—	—	
17⑩	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の変更命令	法52の2 令13表Ⅰ	—	—	—	
18	供給約款に関する命令及び処分	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	—	
20ただし 書	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	—	
22の4②	一般ガス事業者に対する託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令	法52の2 令13表Ⅴ	令13①	—	—	
25の2①	一般ガス事業者に対する改善命令	法52の2 令13表Ⅵ	令13①	—	—	
25の3	供給区域の調整等の勧告	法52の2 令13表Ⅶ	—	—	—	
37の2	簡易ガス事業の許可	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
37の3①	簡易ガス事業の許可の申請の受理	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
37の5①	簡易ガス事業の許可証の交付	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<8①>	簡易ガス事業の供給区域等の変更 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<9①②④>	簡易ガス工作物等の変更の届出の受理 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<9⑤>	変更・中止命令(簡易ガス工作物等の変更) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<10①>	簡易ガス事業の譲渡及び譲受けの認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<10②>	法人の合併及び分割の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<11②>	簡易ガス事業者の地位の承継(届出受理) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<13①>	簡易ガス事業の休止又は廃止の許可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<13②>	法人の解散決議又は総社員の同意の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<14①②③>	簡易ガス事業の許可の取消し等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<14③>	簡易ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 ※法37の7①において準用、法15③において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<15①>	簡易ガス事業の変更許可の取消し ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
47の5①	消防庁長官に対する通報	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
37の6の2	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<7>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用する法8において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<8③>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<15②>	簡易ガス事業者に対する供給区域等の減少措置 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<14③>	簡易ガス事業者の許可の取消をした時の理由書の送付 ※法15②③において準用、法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<17①④⑤⑦⑧>	簡易ガス事業者に対する供給約款の認可等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<18>	簡易ガス事業者の供給約款に関する命令及び処分 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<25の2②>	簡易ガス事業者—般ガス事業者—に対する改善措置命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<25の2①>	簡易ガス事業者に対する改善命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XV	令13①	—	—	
37の7の2①④⑥	ガス導管事業の届出の受理等	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
37の7の2⑤	変更・中止命令(ガス導管事業)	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
<37の7の2①④⑤⑥>	ガス導管事業の変更の届出の受理 ※同条⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
<37の7の2①④⑤⑥>	変更・中止命令(ガス導管事業の変更) ※同条⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	



2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
37の7の2 ⑦⑨	ガス導管事業の変更又は廃止の届出の受理	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<11②>	ガス導管事業者の地位の承継の届出の受理 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<22①③ ただし書 >	ガス導管事業者の託送供給の届出の受理等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	権限移譲後		
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<22の4⑥>	承認ガス導管事業者に対する託送供給命令 ※法37の8において準用	—	—	—	—	法定	事前協議 指示 事後報告	
<22の2①>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の届出の 受理等※法37の8において準用	—	—	—	—	法定	事後報告	
<22の2③ ～⑤>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の変更命 令等 ※法37の8において準用	—	—	—	—	法定	事前協議 指示 事後報告	
<26②>	財務計算に関する諸表の受理 ※法37の8において準用	—	—	—	—	法定	事後報告	
37の7の3 ①③⑤	ガス導管事業者による大口供給の届出の受理	—	—	—	—	法定	事後報告	
37の7の3 ④	変更・中止命令(ガス導管事業者による大口供給)	—	—	—	—	法定	事前協議 指示 事後報告	
<37の7の 3①③⑤>	一般ガス事業者及びびガス導管事業者以外の者によ る大口供給の届出の受理 ※法37の9②において準用	—	—	—	—	法定	事後報告	
<37の7の 3④>	変更・中止命令(一般ガス事業者及びびガス導管事業 者以外の者による大口供給) ※法37の9②において準用	—	—	—	—	法定	事前協議 指示 事後報告	
37の7の4	ガス導管事業者による特定供給の届出の受理	—	—	—	—	法定	事後報告	
<37の7の 4>	一般ガス事業者及びびガス導管事業者以外の者によ る特定供給の届出の受理 ※法38①において準用	—	—	—	—	法定	事後報告	
37の9①	一般ガス事業者及びびガス導管事業者以外の者によ る大口供給の届出の受理	—	—	—	—	法定	事後報告	
<22の4②>	託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令 ※法37の8において準用	—	—	令13①	—	法定	事前協議 指示 事後報告	○

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<25の2①>	ガス導管事業者に対する改善命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X IX	令13①	—	—	—
<25の2①>	大口ガス事業者に対する改善命令 ※法37の10において準用	法52の2 令13表 XX	令13①	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39の3② I	販売の制限免除の届出の受理	法52の2 令13表 XXII	—	—	—	—	法定	事後報告		
39の5	ガス用品の製造又は輸入の事業の届出の受理	法52の2 令13表 XXIII	—	—	—	—	法定	事後報告		
39の6②	届出事業者の地位の承継の届出の受理	法52の2 令13表 XXIII	—	—	—	—	法定	事後報告		
39の7から9及び 10①I	届出事業者の変更等の届出の受理等	法52の2 令13表 XXIII	—	—	—	—	法定	事後報告		
39の13	届出事業者に対する改善命令	法52の2 令13表 XXIV	令13①	—	—	—	法定	○ 事後報告		
39の14	届出事業者に対する表示の禁止命令	法52の2 令13表 XXIV	令13①	—	—	—	法定	○ 事後報告		
43①②	土地の立入許可	法52の2 令13表 XXVI	—	—	—	—	法定			
44②	植物の伐採等	法52の2 令13表 XXVII	—	—	—	—	法定			
45の2	監査	法52の2 令13表 XXVIII	令13①	—	—	—	法定	○ 事後報告		
46①	報告の徴収(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	—	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	自治	○ 指示 事後報告		
46①	報告の徴収(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	法定	○ 指示 事後報告		
47①	立入検査(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	—	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	自治	○ 指示 事後報告		
47①	立入検査(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	法定	○ 指示 事後報告		

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
47の2①	ガス用品の提出命令	法52の2 令13表 XXX	令13①	自治 令12①	令12①	指示① (法56の3) 事後報告② (令12②)	○	指示 事後報告		

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
48	公聴会の開催	法52の2 令13表 XXX I	—	—	—	—	法定	事後報告		
49①	供給区域等の減少に係る聴聞	法52の2 令13表 XXX I	—	—	—	—	法定	事後報告		
49①	表示の禁止に係る聴聞 ※法39の14の規定に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者の表示に関するもの)	法52の2 令13表 XXX II	令13①	—	—	—	法定	○ 事後報告		
51	苦情の申出の受理	法52の2 令13表 XXX III	令13①	—	—	—	法定	○ 事後報告		

2-⑭ 法令名：採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
34の6	採石業者に対する指導及び助言	法42の3 令4	—	自治 令4	—	—	法定	○		
34の7	資料の提出の要求等	法42の3 令4	令4	—	法34の7 令4	—	法定	○		
42の2の2	経済産業大臣の指示	法42の3 令4	—	—	—	—	法定	○		

2-15 法令名：工業標準化法(S24法185)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)					
19①②、 20①、23 ①～③	認証機関の登録	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	—	
25②	認証機関の登録申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	—	
<25②>	認証機関の登録更新申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 ※:法28②において準用	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	—	
28①	登録の更新	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	—	
29②	登録認証機関の地位を承継した者からの届出	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	—	
31③、 32、33 ①、34	国内登録認証機関からの届出等	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	—	
36	国内登録認証機関に対する適合命令	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	—	
37	国内登録認証機関に対する改善命令	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	—	
38	国内登録認証機関に対する登録の取り消し等	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	—	
40①	国内登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	—	
21①②	認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査	—	—	令3②	法69の6 令3②	—	—	—	
22	認証製造業者等に対する表示の除去命令等	—	—	令3②	法69の6 令3②	—	—	—	

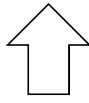


事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	



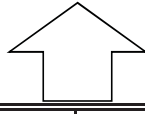
3-① 法令名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（H20法38）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①③	農商工等連携事業計画の認定	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
<4③>	農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
5①～③	農商工等連携事業計画の変更等	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
14	基準に適合することについての経済産業大臣の確 認(課税の特例の適用条件)	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
17①	認定農商工等連携事業者に対する報告の徴収	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
6①③	農商工等連携支援事業計画の認定	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	
<6③>	農商工等連携支援事業計画の変更の認定 ※7③において準用	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	
7①②	農商工等連携支援事業計画の変更等	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	
17②	認定農商工等連携支援事業者に対する報告の徴収	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-② 法令名: 犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
13	報告	法20⑩ 令27①～ ③	令27①	—	—	—
14①	立入検査	法20⑩ 令27①～ ③	令27①	—	—	—
15	指導、助言、勧告等	法20⑩ 令27①	令27①	—	—	—
16	是正命令	法20⑩ 令27①	令27①	—	—	—



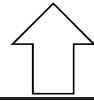
事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意 指示	
法定	○	同意 指示	

3-③ 法令名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（H19法39）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6①②④	地域産業資源活用事業計画の認定	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	
7	地域産業資源活用事業計画の変更等	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	
11	基準に適合することについて経済産業大臣の確認 (課税の特例の適用条件)	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	
15	認定地域産業資源活用事業を行う者に対する報告 の徴収	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	

3-④ 法令名：株式会社日本政策金融公庫法(H19法57)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
17②	指定の公示	法60⑤ 令33①②	—	—	—	
24	監督命令	法60⑤ 令33①②	令33①②	—	—	
25①	業務の休廃止	法60⑤ 令33①②	—	—	—	
59④②	報告及び検査	法60⑤ 令33①～④	令33①～④	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外

3-⑤ 法令名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(H17法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①③	総合効率化計画の認定	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治		事後報告	
4⑤	総合効率化計画の認定に伴う都道府県知事からの意見徴収	法24 令7③	—	—	—	—	法定		事後報告	
5①②	総合効率化計画の変更等	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治		事後報告	
7①②	特定流通業務施設の確認	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治		事後報告	
21	報告の徴収	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治		事後報告	



3-⑥ 法令名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
18	技術基準適合命令	法33 規則36① I	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
28②	指導及び助言	法33 規則36① II	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
29①	報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る)	法33 規則36① III	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
29②	立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る)	法33 規則36① IV	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-⑦ 法令名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
130③	報告の徴収	法134 令21①	令21①	法定(8)	—	—	法定	○	指示 事後報告	
131②	立入検査	法134 令21①	令21①	法定(8)	—	—	法定	○	指示 事後報告	

3-⑧ 法令名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（H12法116）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25③ 令7⑤I	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
11①②⑤⑥	登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知	法25③ 令7⑤II	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
15①②	登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示	法25③ 令7⑤II	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
17①	登録再生利用事業者の登録の取消し	法25③ 令7⑤II	令7⑤	—	—	—	法定		指示 事後報告	
24①～③	食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査	法25③ 令7⑤III	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	





3-9 法令名： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法18)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
9①	経営革新計画の承認	法38 令12①	—	自治	—	通知6① (法36②)	自治	—	事後報告	
10①②	経営革新計画の変更等	法38 令12①	—	自治	—	通知6① (法36②)	自治	—	事後報告	
34①	経営革新計画に基づく調査	法38 令12①	—	自治	—	—	自治	○	事後報告	
35	報告の徴収	法38 令12①	—	自治	—	—	自治	○	事後報告	
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	法38 令13①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更等	法38 令13①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
34②	異分野連携新事業分野開拓計画に基づく調査	法38 令12①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
35	報告の徴収 ※認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る	法38 令13①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-10 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39の2① ⑤⑥	中小企業継事業再生計画の認定	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
39の3① ②④～⑥	中小企業継事業再生計画の変更等	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
39の4② ③	特定許認可等に基づく地位の承継等	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
73①	認定事業者等に対する計画の実施状況についての報告徴収	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-① 法令名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
52	報告の徴収	法56 令7①	令7①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
53①	立入検査	法56 令7①	令7①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	

3-12 法令名：地球温暖化対策の推進に関する法律（H10法117）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
20の4③	地方公共団体実行計画協議会に対する助言	法47④ 法20の4 ③命令	法20の4 ③命令	—	—	—
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告	法47④ 温室効果ガス 命令23	—	—	—	—
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47④ 温室効果ガス 命令23	—	—	—	—
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47④ 温室効果ガス 命令23	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後			備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	指示	
法定	○			
法定			指示	
法定			指示	
法定			指示	

3-13 法令名： 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（H7法112）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
7の6	容器包装多量利用事業者からの定期報告の受理	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
39	特定事業者に対する報告徴収	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
40	特定事業者に対する立入検査	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-14 法令名：労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（H4法90）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
8①③	労働時間等設定改善実施計画の承認	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治 令2①	事後報告		
<8③>	労働時間等設定改善実施計画の変更の承認 ※法9③において準用	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治 令2①	事後報告		
9①②	労働時間等設定改善実施計画の変更等	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治 令2①	事後報告		
10①~⑤	公正取引委員会との関係（法8の承認をしようとする場合において、公取委に対し意見を述べる等）	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治 令2①	事後報告		
10⑥	公正取引委員会との関係（承認計画の承認取り消し後の公取委に対する通知）	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治 令2①	事後報告		
<10⑥>	公正取引委員会との関係（虚偽の報告をした場合等における承認計画の承認取り消し後の公取委に対する通知）※法12③において準用	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治 令2①	事後報告		
11②	労働時間等の設定の改善を促進するために必要な協力の要請	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治 令2①	事後報告		
12①②	承認事業主に対し、承認計画の実施状況について の報告徴収等	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治 令2①	事後報告		



3-15 法令名: 資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法48)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
37②	報告及び立入検査	法39③ 令32⑤	令32⑤	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
				—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-16 法令名： 商品投資に係る事業の規制に関する法律（H3法66）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
10	許可申請書変更の届出の受理	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定		事後報告	
30①	商品投資顧問業者等に対する報告及び立入検査	法42④ 令14②③④	令14②	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
<30①>	商品投資販売業者等に対する報告及び立入検査 ※法37において準用	法42④ 令14②③④	令14②	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
31	業務改善命令	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	○	同意 指示	
35	商品投資販売業者に対する指示	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	○	同意 指示	
36	業務の停止命令等	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	○	同意 指示	



3-17 法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
7①③～⑤	特定事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
7②③	特定事業者からのエネルギー管理統括者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<7②③>	特定事業者からのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理※法7の3④において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<7②③>	特定連鎖事業者からのエネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
7④①～③	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<7④①～③>	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
8②	第一種特定事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<8②>	特定連鎖事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
13③	第一種指定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<13③>	第二種特定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法18①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<13③>	特定連鎖事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		



3-17 法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<13③>	特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2②において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
17①~④	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<17①~④>	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者)※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
19①~④	特定連鎖化事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
6①①~④	特定荷主の指定、貨物輸送量届出の受理、特定荷主の指定取消申出の受理、特定荷主の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
87①②⑧	報告及び立入検査	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		
14①	特定事業者が作成した中長期的な計画の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		
<14①>	特定連鎖化事業者が作成した中長期的な計画の受理※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		
15①	特定事業者による定期報告の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		
<15①>	特定連鎖化事業者による定期報告の受理※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		



3-17 法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
16①~④	合理化計画に係る指示、公表(特定事業者)(注1)	法92①④ 令34④	法16⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
<16①~④>	合理化計画に係る指示、公表(特定連鎖事業者) ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	法16⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
20③	特定事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
<20③>	特定連鎖事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理 ※法20⑥において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
60	荷主に対する指導及び助言(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
62	特定荷主が作成した目標達成計画の受理(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
63①	特定荷主による定期報告の受理(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
64①②	特定荷主に対する勧告、公表(注2)	法92②④ 令34④	法64③	—	—	—	法定	○	事後報告	
87③⑨	報告及び立入検査(注1)(注2)	法92①② ④ 令34④	令34④	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-18 法令名：消費生活用製品安全法(S48法31)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
4② I	輸出入特定製品の販売等の届出受理(特定製品の製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にある者に関するもの)	法56② 令17①	—	—	—	—	法定	事後報告		
4② I	輸出入特定製品の販売等の届出受理(特定製品の輸入・販売事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの)	法56② 令17②	—	—	—	—	法定	事後報告		
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	法56② 令17③	—	—	—	—	法定	事後報告		
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—	法定	事後報告		
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—	法定	事後報告		
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—	法定	事後報告		
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—	法定	事後報告		
11① I	輸出入特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—	法定	事後報告		
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品輸入事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	法56② 令17④	—	—	—	—	法定	事後報告		
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	法56② 令17④	—	—	—	—	法定	事後報告		
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	法56② 令17④	—	—	—	—	法定	事後報告		
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	法56② 令17④	—	—	—	—	法定	事後報告		



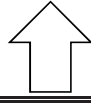
3-18 法令名：消費生活用製品安全法（S48法31）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	—	—	—	法定		事後報告	
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	—	—	—	法定		事後報告	
14	届出事業者に対する改善命令	法56② 令17⑤	令17⑤ ただし書	—	法定	○		
15	届出事業者に対する技術基準に対する適合性について の表示の禁止命令	法56② 令17⑤	令17⑤ ただし書	—	法定	○		
32の2	特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者 者等)の事業の届出受理	法56② 令17⑥	—	—	法定		事後報告	
32の16	特定製造事業者等に対する改善命令	法56② 令17⑦	令17⑦ ただし書	—	法定	○	事後報告	
32の20	特定製造事業者等に対する勧告・措置命令	法56② 令17⑦	令17⑦ ただし書	—	法定	○	事後報告	
40①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する報告 徴収	法56② 令17⑧	令17⑧ ただし書	自治 (販売事業者・特定保 守製品取引事業者に 対するもの)	法定	○	指示 事後報告	
41①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する立入 検査	法56② 令17⑧	令17⑧ ただし書	自治 (販売事業者・特定保 守製品取引事業者に 対するもの)	法定	○	指示 事後報告	
42①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する消費 生活用製品の提出命令	法56② 令17⑧	令17⑧ ただし書	自治 (販売事業者・特定保 守製品取引事業者に 対するもの)	法定	○	指示 事後報告	



3-19 法令名： 砂利採取法 (S43法74)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30②	砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定 ※採石法34②～⑦において準用	法30②	—	—	—	—	法定			
33	報告の徴収	法44 令5①	令5① ※経産大臣	自治	法33	指示① (令④)	自治	○	指示	
34①	立入検査等	法44 令5①	令5① ※経産大臣	自治	法34①	指示① (令④)	自治	○	指示	
41の2	経産大臣の指示 (都道府県知事に対する災害防止の指示)	法44 令5①	—	—	—	—	法定	○		



3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	権限移譲後			備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
10①	割賦販売業者に対する勧告	—	—	—	令34①	—	—	—	
16②	営業保証金の供託に係る届出受理 (許可割賦販売業者)	—	—	—	令34①	—	—	—	
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者) ※法18②において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(許可割賦販売業者) ※法22③において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理 (包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	
18の4①	前受金保全措置に係る届出受理 (許可割賦販売業者)	—	—	—	令34①	—	—	—	
<18の4①>	前受金保全措置に係る届出受理 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	権限移譲後		
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
18の5③ ⑤	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(許可割賦販売業者)	—	—	—	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	—
<18の5③ ⑤>	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	—	—	—	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	—
20の3① ~③、⑤	供託委託契約受託者への供託指示、供託書の写しの提出等(許可割賦販売業者)	—	—	—	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	—
<20の3① ~③、⑤>	供託書の写しの提出等 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	—	—	—	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	—
20の4②	供託した前受業務保証金の取戻し承認 (許可割賦販売業者)	—	—	—	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	—
<20の4② >	供託した前受業務保証金の取戻し承認 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	—	—	—	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	—
22②	不足額の前受金保全措置の届出 (許可割賦販売業者)	—	—	—	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	—
<22②>	不足額の前受金保全措置の届出 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	—	—	—	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	—
30の5の3 ①	包括信用購入あっせん業者に対する改善命令	—	—	—	法48① 令34①III	令34①	—	—	—	—
33の5	登録包括信用購入あっせん業者に対する改善命令	—	—	—	法48① 令34①III	令34①	—	—	—	—
34①	登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令	—	—	—	法48① 令34①III	令34①	—	—	—	—
<20②>	登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令の取消し※法34②において準用	—	—	—	法48① 令34①III	令34①	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	同意指示	
法定	○	同意指示	
法定	○	同意指示	
法定	○	同意指示	



3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	権限移譲後			備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
34の2① ②⑤	登録包括信用購入あっせん業者に対する登録の取消し	—	—	—	令34①	—	—	—	
<24>	登録包括信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示※法35の3において準用	—	—	—	令34①	—	—	—	
32①	包括信用購入あっせん業者の登録申請の受理	—	—	—	—	—	—	事後報告	
33	包括信用購入あっせん業者の登録	—	—	—	—	—	—	同意	
33の2①	包括信用購入あっせん業者の登録の拒否	—	—	—	—	—	—	同意	
<32①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用	—	—	—	—	—	—	事後報告	
<33>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録 ※法33の3②において準用	—	—	—	—	—	—	同意	
<33の2①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録の拒否 準用 ※法33の3②において	—	—	—	—	—	—	同意	
<15③>	包括信用購入あっせん業者の登録拒否の通知 ※法33の2②において準用	—	—	—	—	—	—	—	
33の3①	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理	—	—	—	—	—	—	事後報告	
<15③>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知 ※法33の3②において準用	—	—	—	—	—	—	—	
33の4	包括信用購入あっせん業者の登録簿の閲覧	—	—	—	—	—	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		同意 指示	
法定	○		
法定		事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定		事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定		事後報告	
法定			
法定		事後報告	
法定			
法定			

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
34の3の34①	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<34の3の34②>	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法34の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<26①>	登録包括信用購入あっせん業廃止の届出受理※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
35の3の21①	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅴ	令34①	令33①Ⅰ、 ②Ⅰ	事後報告6② (令33④)	事後報告
35の3の31	登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅴ	令34①	—	—	同意指示
35の3の32①②⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令等	法48① 令34①Ⅴ	令34①	令33①Ⅱ、 ②Ⅱ	事後報告6② (令33④)	同意指示
35の3の32⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令に係る通知	法48① 令34①Ⅴ	令34①	令33①Ⅱ、 ②Ⅱ	事後報告6② (令33④)	—
<24>	登録個別信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①Ⅴ	令34①	—	—	—
35の3の24①	個別信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	事後報告
<35の3の24①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	事後報告
35の3の25	個別信用購入あっせん業者登録及びその通知	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	同意
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	同意
35の3の26①	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	同意

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	—	同意	—
法定	—	—	—
法定	—	事後報告	—
法定	○	同意指示	—
法定	○	同意指示	—
法定	○ (登録取消は並行権限なし)	同意指示	—
法定	—	—	—
法定	—	事後報告	—
法定	○	同意	—
法定	○	同意	—
法定	○	同意	—

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<15③>	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否の通知※法35の3の26②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否の通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の3の28①	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請受理	法48① 令34①VI	—	—	—	
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録及びその通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の拒否※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の3の29	登録個別信用購入あっせん業者登録簿の閲覧の登録の消除	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の3の33①	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①VI	—	—	—	
<35の3の32③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法35の3の33②③④において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<26①>	登録個別信用購入あっせん業廃止の届出受理※法35の3の35において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の17	クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改善命令	法48① 令34①VII	令34①	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	同意	
法定			
法定			
法定		事後報告	
法定			
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定			
法定	○	同意	
法定			
法定		事後報告	
法定	○	同意	

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
40①	割賦販売を業とする者に対する報告徴収	法48① 令34①Ⅷ	令34①	自治	令33③	事後報告6② (令33④)
40③⑤⑦ ～⑨⑪	包括信用購入あつせん業者、又は個別信用購入あつせん業者及び前払式特定取引業者等に対する報告徴収等	法48① 令34①Ⅸ	令34①	自治	令33①Ⅲ、 ②Ⅲ、③	事後報告6② (令33④)
41①③～ ⑥	立入検査	法48① 令34①Ⅹ	令34①	自治	令33①Ⅲ、 ②Ⅲ、③	事後報告6② (令33④)
43①	聴聞	法48① 令34①Ⅺ	令34①	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5の7②	協業組合の事業転換の認可	法101の4 令12①I	—	自治 令11①	—	—
5の17①	協業組合の設立の認可	法101の4 令12①II	—	自治 令11①	—	—
5の22	公正取引委員会の請求	法101の4 令12①III	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 35の2>	役員の変更の届出 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事 が総会招集の手続をしなければならぬ場合等の総会招集 の承認※法5の23③において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 51②>	定款の変更の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 57の5>	余裕金運用の制限の緩和の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 62②>	解散の届出 ※法5の23④において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 66①>	協業組合の合併の認可 ※法5の23④において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 96⑥>	組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しな ければならないこと※法5の23⑤において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 104>	不服の申出に対する措置 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 105の2①>	協業組合の決算関係書類の提出 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<中小企業等協同組合法105の4①>	会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	
<中小企業等協同組合法106①～③>	法令等の違反に対する処分 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	
95④	協業組合への組織変更の認可	法101の4 令12①Ⅴ	—	自治 令11①	—	—	
100の11	組織変更の届出	法101の4 令12①Ⅴ	—	自治 令11①	—	—	
9ただし書	商工組合の特別の地区の承認	法101の4 令12②Ⅰ	—	自治 令11②	—	—	
17の2	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可等 ※法33において準用する場合を含む	法101の4 令12②Ⅱ	—	自治 令11②	—	—	
42	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可等	法101の4 令12②Ⅲ	—	自治 令11②	—	—	
<中小企業等協同組合法35の2>	役員の変更の届出 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—	
<中小企業等協同組合法48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会の招集の手続をしなかつた場合等の総会招集の承認※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—	
<中小企業等協同組合法51②>	定款の変更の認可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—	
<中小企業等協同組合法57の5>	余裕金運用の制限の緩和の許可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—	
<中小企業等協同組合法62②>	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出 ※法47③において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<中小企業等協同組合法66①>	商工組合及び商工組合連合会の合併の認可 ※法47③において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法96⑤>	解散登記の嘱託 ※法54において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
69④	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法104>	不服の申出 ※法71において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法71において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法105の2①>	商工組合及び商工組合連合会の決算関係書類の提出※法71において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
67	主務大臣の命令	法101の4 令12②V	—	自治 令11②	—	—
69①～③	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②V	—	自治 令11②	—	—
92	報告の徴収	法101の4 令12②	—	自治 令11③④	法101の3 令11③	事後報告 令11④
93①	立入検査	法101の4 令12②	—	自治 令11③④	法101の3 令11③	事後報告 令11④
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	法101の4 令12②VI	—	自治 令11②	—	—
<96⑤>	商工組合への組織変更の届出 ※法97②において準用	法101の4 令12②VI	—	自治 令11②	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治			
自治			

3-22 法令名：信用保証協会法(S28法196)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
35	信用保証協会に対する報告徴収・検査	法50② 令5②	令5②	法定(2)④	法51 令6①IV	事後報告6② (令6②)
43	支援機関に対する報告徴収・検査	法50② 令5②	令5②	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	例外





3-23 法令名：商品先物取引法(S25法239)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
157①②	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
214の3⑤	商品先物取引業者に係る事故の確認申請の受理	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
231①～③	商品先物取引業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①～③	令57①	—	—	—
232①②	商品先物取引業者に対する業務改善命令等	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
235①②	純資産額規制比率についての命令	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<158②>	商品先物取引業者に対する措置命令における意見聴取等 ※法237において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<158②>	商品先物取引仲介業者に対する監督上の処分における意見聴取等 ※法240の25において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<214の3③⑤>	商品先物取引仲介業者に係る事故の確認申請の受理 ※法240の17において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<214の3③⑤>	特定店頭商品デリバティブ取引業者に係る事故の確認申請の受理 ※法349③において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
240の22①②	商品先物取引仲介業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①④⑤	令57①	—	—	—
349⑤⑦	特定店頭商品デリバティブ取引業者に対する立入検査及び改善措置命令	法354③ 令57①⑧～⑪	令57①	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意 指示	
法定	○	同意 指示	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意 指示	

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9の2⑦	特定共済組合の事業の承認	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
<9の2の3>	協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
9の6の2①④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
<9の6の2①④>	協同組合連合会の共済規程の認可等 ※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
<保険業法305>	共済代理店に対する立入検査等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
<保険業法306>	共済代理店に対する業務改善命令 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
<保険業法307①Ⅲ>	共済代理店に対する登録の取消し等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
<保険業法305>	協同組合連合会に対する立入検査等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
<保険業法306>	協同組合連合会に対する業務改善命令 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
<保険業法307①Ⅲ>	協同組合連合会に対する登録の取消し等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
9の9④	特定共済組合連合会の特例の承認	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
27の2①	事業協同組合等の設立認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
31	火災共済協同組合等の成立の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
35の2	役員の変更の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
48	総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
51②	定款の変更の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
57の3⑤	信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受けの認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
57の5	余裕金運用の制限の緩和の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
58の7②③	共済計理人による意見書の提出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
58の8	共済計理人に対する解任命令	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
62②	事業協同組合等の解散の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
62④	責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
66①	事業協同組合等の合併の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		事後報告	
自治			
自治			
自治			
自治		事後報告	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治		事後報告	
自治			

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
96⑤	解散登記の嘱託	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
104	不服の申出に対する措置等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
105	請求に基づく会計状況の検査等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
105の2① ②	決算関係書類の受理等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
105の3① ～④	報告の徴収	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
105の4① ～④	検査等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
106①	法令等の違反に対する措置命令	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
106②③	法令等の違反に対する解散命令等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
106の2① ②④⑤	共済事業に係る監督上の処分	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
106の3	届出の受理	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治		事後報告	
自治			
自治			
自治			





条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
70の2①	定期報告の受理	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
88	鉱業権の交換又は売渡しの勧告	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100①～ ④	施業案の変更の勧告等	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100の2① ～③	鉱物の探査の許可	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100の3	探査に係る許可基準の適合審査	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100の4① ③	探査の変更の許可等	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100の5	探査の許可の取消	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100の6	違反行為に対する措置	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100の8①	探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100の9①	探査の許可を受けた者の相続の承認	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100の10	探査を行う国の機関との協議	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
100の11	探査結果の報告の受理	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外





条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
138	立会命令	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
139	出願又は申請の却下	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
140①	鉱区等の実地調査依頼の受理	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
141	処分の公示	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
142	相手方が知れないとき等の掲示等	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
143①～ ④	負担金の強制徴収等	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
144①②	報告及び検査	法145 規則61①	規則61①	—	—	—				例外
21①②	鉱業出願の許可	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
23①～③	共同鉱業出願人の代表者の届出の受理等	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
24	都道府県知事との協議	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
25①②	土地の所有者の意見書の提出機会の付与等	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
26	設備設計書の提出命令	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外



条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
27③	優先権者の決定	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
29①②	鉱業出願に係る許可基準の適合審査	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
31①③	採掘出願地の増減命令	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
32①②	転願命令	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
33①②	試掘出願命令	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
34①②	採掘出願地の増減命令及び転願命令に係る意見の聴取等	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
36③	鉱業出願人の地位を承継しないときの届出の受理	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
47①～③ ⑤	掘進増区の決定等	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
48①③④	鉱区の増減命令等	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
49①②	採掘出願命令等	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
63①～③	施業案の届出の受理又は認可	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外
76④	租鉱権の存続期間の延長の認可	法145 規則61②	規則61②	—	—	—				例外

